平成２３年（フ）第５０４４号
東京都板橋区板橋１丁目48―15―704
破産者　西内　貴一
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１８１号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目１―47―307
破産者　人見　輝希
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１８４号
東京都練馬区上石神井２丁目４―20―302
破産者　林　　優樹
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１８５号
東京都世田谷区桜上水２丁目23―10―202
破産者　望月　美詠
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１８７号
東京都中野区上高田４丁目46―７　田仲方101、住民票上の住所新潟県新発田市西園町３丁目７―26
破産者　坂田　里恵
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１８８号
東京都東村山市久米川町５丁目35―83
破産者　高橋　通友
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１８９号
東京都東村山市久米川町５丁目35―83
破産者　高橋三代子
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２７９号
神奈川県綾瀬市寺尾中４丁目14－８
破産者　高田　守孝
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２８０号
東京都大田区新蒲田３丁目９―19Ｇｒａｃｅ　Ｃｏｕｒｔ弐番館202
破産者　丸山　貴弘
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２９１号
東京都狛江市駒井町１丁目34－４－１Ｃ
破産者　森原　武範
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３３３号
神奈川県厚木市みはる野２丁目28―７
破産者　岩崎　宏子
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３３６号
東京都江戸川区東松本２丁目５－６―101
破産者　小菅　和之
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３３９号
神奈川県川崎市幸区塚越３丁目524―２―203
破産者　佐々木　豊
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３７６号
埼玉県新座市野火止８丁目21―２―208
破産者　小林恵三子
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３８９号
東京都昭島市郷地町３丁目10―６―102
破産者　藤野　清志
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３９０号
東京都昭島市郷地町３丁目10―６―102
破産者　藤野　君枝
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３９５号
埼玉県川口市西川口１丁目30―25―701
破産者　本橋　　大
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３０３号
群馬県太田市西本町26番６―303号、申立時の住所群馬県太田市鳥山上町1153番地
破産者　久保田安紀
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１号
北海道標津郡中標津町西町１丁目３番地４
破産者　北潟　忠則
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１１号
北海道紋別市花園町６丁目10番　花園けいパークＡ―２、住民票上の住所北海道標津郡中標津町計根別北１条西２丁目３番地１
破産者　登　　勝彦
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第６号
仙台市太白区長町１丁目６番12号　沼田アパート101
破産者　荒川　敦志
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係